

# 群馬大学共同教育学部科目等履修生規程

令和 2. 4. 1 制定

改正 令和 4.10.26 令和 6. 2.21

(趣 旨)

第1条 群馬大学共同教育学部（以下「本学部」という。）における科目等履修生に関する必要な事項は、群馬大学学則（以下「学則」という。）及び群馬大学共同教育学部規程に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(入学の時期)

第2条 科目等履修生の入学の時期は、学年又は学期の始めとする。

(入学資格)

第3条 科目等履修生として入学できる者は、学則第24条各号のいずれかに該当する者又は本学部において適当と認めた者とする。

(入学志願)

第4条 科目等履修生として入学を志願する者は、次の書類に検定料を添え学部長を経て学長に提出しなければならない。

- (1) 入学願書
- (2) 履歴書
- (3) 最終出身学校の卒業証明書
- (4) 健康診断書
- (5) 写真（最近6月以内に撮影した上半身脱帽名刺判大のもの）
- (6) その他必要と認められる書類

2 科目等履修生の出願期間は、別に定める。

(入学許可)

第5条 科目等履修生として入学を志願する者については、選考の上、当該授業科目の授業に支障がない場合に限り、教授会の議を経て学長がこれを許可する。

2 入学の許可は、所定の期日までに入学料を納めた者について行う。

(在学期間)

第6条 科目等履修生の在学期間は、6月又は1年とする。ただし、事情によっては学長の許可を得て、6月又は1年に限り在学期間を延長することができる。

2 前項の規定にかかわらず、学部長が必要と認めるときは、学長の許可を得て、1年を超える在学期間の延長を認めることができる。

(履修単位)

第7条 科目等履修生は、原則として一の学期に10単位（又は5授業科目）に相当する授業を履修することができる。ただし、特別の事情があると認められた場合には、教授会の議を経て、学部長が許可する単位に相当する授業を履修することができる。

2 前項ただし書きにより10単位を超えて履修しようとする場合には、特別履修願を提出し許可を得るものとする。

(単位の授与)

第8条 授業科目を履修した科目等履修生に対し、試験の上単位を与えることができる。

(実験・実習経費等)

第9条 科目等履修生は、指導教員の許可を得て、実験・実習等を行うことができる。

2 前項の実験・実習に要する費用は、科目等履修生の負担とする。

(退学)

第10条 科目等履修生が在学期間中に退学しようとするときは、学部長を経て学長に願い出て許可を得なければならない。

(許可の取消し)

第11条 科目等履修生として不相当と認められたときは、教授会の議を経て履修の許可を取り消すことがある。

(雑則)

第12条 科目等履修生については、この規程に定めるもののほか、本学部の学生に関する規定を準用する。

(規程の改廃)

第13条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、学部長が行う。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年10月26日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、令和6年2月21日から施行する。